

物品・委託等における電子契約の試行実施について

横浜市では、令和6年4月以降、工事・製造(物品の製造を除く。以下同じ。)請負契約案件から電子契約を導入しています。

令和6年10月以降、物品・委託等の一部の契約においても電子契約を試行実施するため、お知らせします。

□ 電子契約の試行開始時期

令和6年10月以降に見積依頼書を送付する一部契約から試行開始

□ 試行実施対象

財政局契約第二課において契約手続きを行う以下の単独随意契約

- ・ 物品供給契約の一部の案件
- ・ 委託契約のうち種目「機械設備保守」・「電気設備保守」の一部の案件

※対象となる案件については、見積依頼書にて個別にお知らせいたします。

□ 契約締結方式の選択

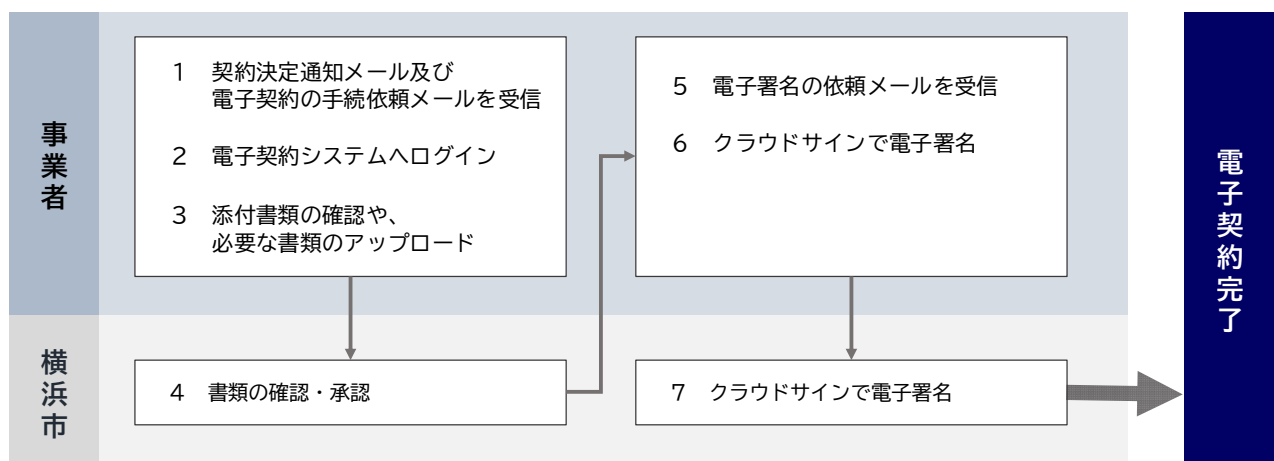
- ・ 希望する契約締結方式（電子/紙）は、見積書を提出する際に事業者が選択します。

※該当案件の見積依頼書に契約締結方式が選択できる見積書の様式を提示します。

- ・ 電子契約対象としている案件においても引き続き、紙の契約書での契約締結を選択することも可能です。

- ・ 電子契約対象外^外の案件については、契約締結方式で「電子契約」を選択されていた場合でも、引き続き、紙の契約書での契約締結とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

□ 電子契約の手続きイメージ（契約決定後）



□ 電子契約のメリット

- ・ 契約書の印刷・製本・押印、持参・郵送等が不要となります。
- ・ すべてをインターネット上で完結できるので、業務負担・時間の軽減に繋がります。
- ・ 印紙代・郵送料金が削減されます。
- ・ 契約書の保管スペースが不要となります。

□ 参考資料（9月下旬頃、ヨコハマ・入札のとびらにて公表予定）

- ・ 横浜市電子契約運用基準（物品・委託等関係）
- ・ 電子契約マニュアル（物品・委託等）

FAQ

Q1：電子契約を行うために事前の準備は必要ですか。

A1：電子入札システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば、特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。

Q2：電子契約を利用するのに利用料はかかりますか。

A2：電子契約を利用するにあたって、利用料は不要です。

※ インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料はかかります。

Q3：試行対象外の随意契約や一般競争入札、変更契約等はいつから電子契約の対象となりますか。

A3：当面は電子契約の対象外です。試行の状況を踏まえて検討していきます。

Q4：横浜市の見積書の様式を使用しない場合、契約締結方式はどのように選択すべきでしょうか。

A4：横浜市の見積書の様式を使用しない場合は、見積書内に希望する契約締結方式をご記載ください。記入がない場合、再提出をお願いすることもありますので、ご注意ください。

【お問合せ先】電子入札ヘルプデスク
TEL：045-662-7992